臺灣昌新報 夕刊 三月二十四日
定價一部貳錢
人行發兼編輯 佐木久
地番北市榮町四丁目貳番地
發行所 臺灣日日新報社

ランタス 日美人インキ 兎印肉本舗

# 北支の空氣は加速度的に惡化

## 日貨を悉く密輸品だとして 天津海關が强制沒收

（天津二十三日發同盟）最近天津海關當局は北支奥地は勿論天津支那街英國租界等の商店にある日本商品に對して強制沒收處分を斷行し支那商人は殆んど日貨取引不能の狀態に陷るに至つた、斯くて北支の空氣は加速度的に暗澹たる方向に向ひつつあり各方面とも成行きを重視してゐる

## 我が官民に非禮行爲

### 乘客檢査を名として

【北平二十三日發同盟】當國大使館加藤書記官は廿三日午後三時半北平市長秦德純氏を訪ひ、最近平綏線南口で第二十九軍檢査官吏及び憲兵が乘客檢査を名として我官民に對する非禮行爲の續發に對し嚴重檢査をなすとともに更に支那官憲の責任者の處罰と今後の保證とを要求した

【北平二十三日發同盟】當國大使館加藤書記官は廿三日午後三時半北平市長秦德純氏を訪ひ、最近平綏線南口で第二十九軍檢査官吏及び憲兵が乘客檢査を名として我官民に對する非禮行爲の續發に對し嚴重檢査をなすとともに更に支那官憲の責任者の處罰と今後の保證とを要求した

## 思ひ上つた廿九軍

### 冀察當局の態度を嚴重監視

【東京二十四日發】政務官存廢、行政機構改革、拓務省廢止問題等は當然總會後に問題視されようとしてゐる折柄、林首相は二十三日の樞相太田部參與會で牧山耕藏（民政）兩氏の右に關する質疑に對し左の如く注目すべき言明を爲した

【北平二十四日發同盟】盧溝橋事件以來國府の國內宣傳は

一、中國軍隊は阿片戰爭以來始めての對外戰爭に勝利を博した

一、內蒙自治運動大局占領は失地回復の第一步で一致協力せば如何なる強敵と雖も恐るるに足らず

と同事件に集中し暗に國民の敵愾

に日本に贈さうたと傳ふる贈答を植付けるに勝からぬ成功を收めた點に北支に於ても最近第二十九軍の侮日態度やうやく眼に餘るものがあるが宣民に對する非禮行爲の如き綏遠事件以來全く跡を絶たない所であり近來努めて感情的態度を示し來つた

た我が出先軍當局も第二十九軍の思ひ上つた態度に斷だしく忍耐を重ね加藤書記官の抗議に對し支那側が如何なる態度を示すか嚴重監視中で、之が國府の指示に基くものであるか、或は第二十九軍自體の意圖に出るものかを確明し適當な處置を考慮せんとしてゐる

## 首相言明

### 政務次官の必要も認める

### 拓務省を廢止の考はない

一、政務官制度を廢止とは考へてゐない、寧ろ政黨との連絡といふ意味で十分の存在理由があるものと考へる、政務官を充實せぬ爲めに幾多の不便を感じてゐるし一面事務遲滯といふ影響もあり得ると思ふ、これを直ちに補充するや否やは目下研究中である

一、拓務省務は頗る重要であつて直ちに拓務省を廢止する考へはない、然し政府は領土ある一の機關を作つてこれにより廣く行政機構の改善につき攻究したいと思つてゐる、而して近き將來において拓務大臣任命の運びに致したいと思つてゐる

## 今直ぐ拓務省を廢止の考はない

### 政務次官の必要も認める

【東京二十三日發】衆議院豫算總會は二十三日午後八時半再開、池崎忠孝氏（第二）外相の北支に關する根本的態度を質したる後質疑を打切り、午前中に議了せる五相會議の有無について質す

**外相**　私の演說に依り北支の政務が影響を受けるとは考へてゐない、五相會議につき何へられる點は私の考へてゐる通りではない、必ずしも三相會議とか五相會議とかに限らず、適宜に關係閣僚の會合もあり得ると思ふ、又五相會議の場合もあり得ると思ふ、又五相會議の場合もあり得ると思ふ、

## 外相に喰ひ下る

### 由谷氏が一衆議院豫算總會

**池崎氏**　今後たとへ三相會議或は五相會議の如きものが開かれても陸海兩大臣は單に國務大臣として列席するのであつて外交其のものは外務省において統一するものがあつて欲しいが如何

**陸相**　軍部としては北支に關する限り軍事行政に關係があるが決して從來と雖も外交に干渉したことはなく今後も同樣の方針である

**海相**　より同意見なる旨答へ

次で

**田島勝太郎氏**（民政）來らべき豫算總會に於ける豫算の審議に關し自勝軍の說明を要望し

**川俣清音氏**（第一）陸軍當局者の說明につき議事進行の順序に關して

**一宮房治郎氏**（民政）支那に對するクレヂット設定に關し質し

**結城藏相**　將來日支間に合弁事業でも起し、場合には考へねばならぬが差當つては考へては居らぬ

**一宮氏**　為替管理法は對支貿易に支障を與へると思ふが何等か考慮の餘地はないか

**結城藏相**　天津其他に紡績業を起す者から許可の申請があるがこれは研究中で其他のものには決して支障を與へてゐると は考へぬ

**大口喜六氏**（政友）今後內外債を通じて相當巨額の資金を要すると考へるがこれに對して應急的に財源を捻出する方法はないか、その狙ひ所は如何

**藏相**　私の今日の狙ひ所は我國通貨の對外價値維持に資したいこれがためには輸出を振興し海運水素業等を奬勵し素材の獲得を圖ること、肝要である、たとへ一時的に資金は殖えても通貨の對外價値が下落をさせないことだけには是非關りたい

**大口氏**　もう一つ狙ひ所がある筈だが、それがつかまへられぬか

**藏相**　種種考へてゐる

と質問者のやうな豫算總會があり次で

**淺沼稻次郎氏**（第一）次期總會に勞働組合法提案の意思ありや

**矢野恒太氏を總裁が招待**

小林總督は目下來合中の第一生命の創業者矢野恒太氏と同行の岡、田宮兩秘書を午餐に二十四日正午官邸に招待した

が田端無任所相、汪精衛兩顧問、非常時下議長、民間の巨頭、加藤三郎、河村の諸氏に同席陪食した

## 日英同盟復活の意思は全く無い

### 對支調整から對英親善へ——

**外相が相明言**

【東京二十四日發】

現內閣の對英政策に關し林首相は夙に共

一、同盟は軍備縮小の精神から見て困難であること

一、但し同盟の形式を執りすとも兩國親善が具體化するにおいては兩國の為めに誠に幸ひであること

を明確に答弁し、帝國が最後の方法を以て對英關係において疑ひ、すべき點を質明した、外相の答弁でも明白にされた通り帝國政府としては日英同盟を復活するの意思は全然ない、而して外相が對英國策の重點として考慮してゐるのは對支關係調整、軍縮及び移民問題の四つであるが此中對支關係の調整が最も重點となるので佐藤外相の對英親善策としては先づ對支關係の調整に取り掛られる筈で外相としては誠實對支政策に對する疑惑を一掃するに努め北支關係の調整を圖ると共に南京政府との關係をも一歩一歩と改善して現在に於ける懸案の解決に努力する旨を言明してゐる

## 電力問題は結局官民合同で調査か

### ◇……兒玉遞相の意向

官民合同の調査機關が實現するものと見らる

終了後その方針を閣議決定することとならうが遞相の電力問題に對する在野當局來の見解として總

つきりさせただけでもあり最初の演說は依然として殘つてゐるのである

**由谷民政**　兩外交は將來外交への出發點として殘つてゐるのである

**林首相**　適當な時期に開くも勿論である

**由谷義治氏**（衆友）政府は憲法運用嚴重の意味で思ひきつて會期を四月一ぱい延長する考へなきや

**首相**　會期延長を圖ることは、大體に關することからこれを考慮するについては重大な決意を拂ふ必要があり只今考慮中である

**由谷氏**　佐藤

# 一朝有事に備へ 英國、北支に前進

## 自由使用を條件にし 海州に大飛行場建設

（天津二十三日發同盟）英國は香港を起點として軍事的に支那沿岸北進政策を試み海南島の開發は勿論不割讓の精神を無視して支那をして福州、厦門に軍事施設を施さしめてゐるが其の鋭鋒は遂に今回膠海線の起點海州に一大飛行場を設置する契約を締結するに至つたと傳へられる、右は有事の際英國の自由使用を條件に英國資本を投下するもので將來軍事的に重大な役割を演ずるは云ふまでもない

## 臺北飛行場にて 實地に"航空"を講習

### 會員が興深く實習

惟ふに我が國は今や非常時局に直面して一日の偸安を許さず國民は宜しく自省自粛し協力一致して之が打開に勞めざるべからず此の秋に方り有爲の人材を要すること眞に切なるものあり、殊に本島に帝國南門の鎖鑰にして國防上遖の要地たり、而して克く之を完遂し得るもの一に新進氣鋭の士に須つ諸子の使命や洵に重大なりと謂はざるべからず然るに常に本學校教育の趣旨を體して自彊息まず克く實際の習得と體得正の志操とを兼特して各其の所に適應し以て國運の進展と人類文化の向上に資せんことを期すべしと期待し諸子が上は以て聖恩の万一に報い奉り又以て國家の期待に副ふ所以なり諸子夫れ之を勉めよ

一昨日を以て創立す

昭和十二年三月二十四日

台灣總督　小林躋造

## 磐原總長告辭

本日並に總督閣下の御臨場を忝くし眞劍に總督官代理並に多數來賓

## 臺大卒業式

### けふ盛大に擧行

台北帝大第一回卒業生研究生講習會は既に二十二、二十三の二日間に亘る學術の講義を了へたので殘る各種の實習に入るべく二十四日午前八時半から會員、本社係員等百餘名が本社前より巴バス五台に分乘して台北飛行場に赴き陸軍航空部隊の指導の下に日本空輸會社の大型納涼の中でスーパー機ダグラス機の各機體の構造並に性能につき詳さに學習した後總督、大竹廳長官の指導でジュピター四二〇馬力發動機の實習作業をなした、因みに日本空輸會社が特別サービスとして午前十時半より放回に限りダグラス機の試驗飛行をなし會員一同の見聞を廣めたが正午頃本社前にバスで歸り利氣滿々な中に散會した

## 臺北帝大卒業式場

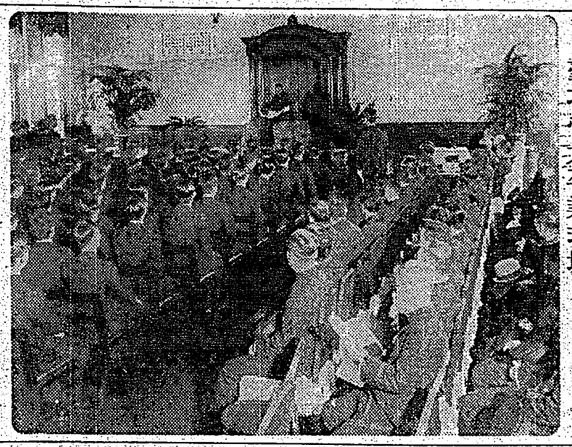

## 帝人事件公判

【東京二十三日發】帝人事件第二百十二回公判は二十二日午前九時三十分開廷、富田檢事立證として石澤氏、同銀行頭取、同社常務吉田豊雄三氏の證人調べで石澤氏から始められ富田檢事長論告要旨に對し帝人株五百株を持參に六十二万五千円を付けた賄賂について檢事局にあり石澤氏は株數について檢事局に小細工があつたかの如き證言をなす次で眞崎の證人調べに入つたが被告席に有利な證言をなし午後零時四十分休廷午後一時五十分再開、吉田氏の證人調べに入り吉田氏は富田檢事長が帝人株二万を引受けた事情を述べ次に小林中氏の人柄を述べ終つて三時半閉廷

## 神戸稅務署の 脫稅疑獄公判

### 夫々言渡さる

【神戸二十二日發本社特電】從來て數理上の問題の神戸稅務署脫稅疑獄の公判は二十二日神戸地方裁判所に於て開廷小原裁判長により休廷前の判決があつたが內古屋係は古屋（ふるや）は懲役二百円、罰金二百円、未決拘留二十日を一日二円に換算、明瞭神戸工場勞務長竹村敏（ふとし）は懲金二百円、未決拘留二十日を一日二円に換算の上夫々有罪の判決があつたが內古屋係は古屋（ふるや）は懲役二百円、罰金二百円、未決拘留二十日を一日二円に換算、明瞭神戸工場勞務長竹村敏（ふとし）は懲金二百円、未決拘留二十日を一日二円に換算の上夫々有罪の判決があつた

## 野外演習中に 濃霧で不時着

### 搭乘者四名とも殉職

【新京二十三日發】四軍直轄飛行隊は新京、開原間の野外演習の爲二十一日午前九時半、九七式輕爆撃機九機を以て新京を出發、開原飛行場に向ひ飛行中濃霧のため飛行不能となり、新京東北方約百粁の地點に不時着、同じく鐵嶺第二聯隊、大林武男同乘の飛行機は同地點より東北方約百粁の地點に不時着し、何れも機體は粉砕され搭乘者四名は全部殉職した

## 共學希望者が 著しく增加

### 本年は百十九名を許可

本島人居留の學童教育に於ては男子七七・八、女子五〇・三とまで引上げられ、昨年第一學年四千名の募集には台北市四十三の公學校に於ける一學級七十名內外で收容され、非常な增加數をみせてゐるが、これと同時に公學校入學よりも一段進んで內地人居留民と同樣、小學校へ入學希望者も年々增え小學校に入學したい爲にその設備として幼稚園に入る者が最近著しく增加してゐるほどである、それがため公學校の入學試驗に於ても入學希望者の數が年々向上し

# 暁星雙紙 (18)

（第十八回）

田中貢太郎作
河野通勢畫

女妖（九）

若狭は若山演之丞と云ふ佐倉邏士で、阿歌が成田から誘拐して來たものであつた。龍雄は右の腕を挫んでゐたが、演之丞に氣を取られてしまつた。阿歌は龍雄へ醫を持つて來た。

「どうかしやつたの、手の方がお留守になつたではないか」

「はい」

龍雄は固唾て揉みだした。その龍雄の圖摩てかたが無邪氣なので阿歌は笑とした。

「眞個に、そちは何と云ふ可愛い男だらう」

それは可愛いくてたまらないと云ふ表情であつた。龍雄はまだ固摩てゐた。

「へい、どうも、へい、その何だから」

「そんなにへどもどしなくてもよい、たかが按摩をしてゐるのではないか、どんなに間違つたところで生命にかかる事はない」

「へい、どうも」

「よい、よい、わしは、そちのやうな、初心で、正直な男が好きぢや、そちは、もう、これから、片時もわしの傍を離れてはならぬ。天に在らば鶼はくば作らん比翼の鳥、地に在らば連はくば為らん連理の枝、そちは斷絃集と言ふ謎さへ解らなかつた。

「へい」

「斷絃集が解らないかへ」

「ウラ、そい、しふ、解られえや」

「解らないが眞個だらう、田舎では學問する人がないから」思ひ出したやうに演之丞を見た。

「その傳點は何かさへづつた事がある、これ傳點」

演之丞は下を向いたまゝであつた。

「面をおあげ」

演之丞は身じろぎもしなかつた阿歌の眼が光つた。

「無禮者、面をあげよと申せば、あげるがよいぞ」

それでも演之丞は石のやうにしてゐた。

「よし、動くまでもわしに肩を動くなら、動くがよい、わしも覺地おぢや」

土浦が演之丞の前へ住つて、演ぎやくが解るか、盗人」

阿歌が前の椀を敲つて演之丞目がけて投げつけた。

「あゝ、百二歳、もう、飲さぬ、八裂きにして、後は魚の餌食にする」

龍雄に氣が注いて、「その前に、そちに申しつける、彼の百二歳を





之丞の髷を斷きこむやうにした。

「おまへさんも、いいかげんにしたら、どうだね、爺等おまへさんが意地張つたところで、張りおほせる筈はできない、あつさり劣へなほして、お部屋様のお謎に從つたら、どうだね」

演之丞は髷を横にして何も云はなかつた。

「おまへさんも、あんまり強情だよ、強情も時によりけりだよ、こんな処で強情はつたところで、どうにもならない、わるくすれやお手討ちになる、佐倉の殿様は癪高は多くても、激士はびいびいちやないか、ただ刀をひねくりまはして、百姓を威すが役儀位のものぢやないか、それよりお部屋様のお謎に從へば、そのうちには、幡一條の俊伯にして戰りたてくだされて、京へ参覲交代に往くやうになる、おまへさんは眼遠が解つてゐなさるか」

演之丞が、じゆ、じゆんさきの めかよい」

龍雄は固唾して阿歌から離れた土浦は何処から心得のやうな樣の木の古い樹を持つて來た。龍雄は無意識にそれを持つたまゝまこまこしてゐた。

「それ、往くがよい、そちの手のうちもためす」

龍雄はしかたなしに縦傾に往つて、部下の一人がそろつてくれた草履を穿いて、演之丞の傍へ往つた。その時阿歌は新らしい椀へ土浦に酌をさしてゐた。

「それ、思ふさま叩きのめすがよい、頭が欠けても、骨が折れてもよい」


# 市井の奇智から生れた
# 浮世通語辭典

俗語・隱語を拾ふ

P・Q・R

【完】


## 雜誌紹介

●東邦經濟（三月號）物價騰貴と其の抑制策＝野村胡堂＝株式は愈々買場時代來る＝座談會＝商工財界人氣男新興相結城豐太郎氏（商相生）日銀總裁池田成彬君の登場（西田透石）時局の波瀾と問題諸會社研究、海外經濟資料、其の他定價五十錢東京麹町内幸町一ノ三大阪ビル内東邦）

●陸上競技（三月號）地の理も人の和に如かず（保坂國助）技を練る前に先づ肚を練れ（岡部勝太）東京大會を三年後に控へて（竹中正一郎）陸上競技例級裁判法に就て（二村忠臣）百米に十秒五を出すまで（小俣眞吾）特輯グラビヤ版口内其の他寫物演説、定價五十錢、東京芝三ノ木挽町二番地一成社）

●海防（二月號）上海事変五周年記念日に當りて（野村吉三郎）海軍軍備無條約時代を迎へて（山本五十六）本邦に於ける砂鉄製鋼に就て（本多光太郎）我が國に於ける造艦術の進歩（櫻井忠温）北清事変秘録（S・ベネット）其の他寫物演説（定價二十錢、東京麹町日比谷公園内海防義會）

●實業之地方（二月號）全國各市の昭和十二年度新規事業の發明（石井傳助外十五名）台東、花蓮港、澎湖三廳の現在及將來を語る座談會（勝村眞太外四名）形化市會を傍聴して（古屋生）市會風景スケッチ（瀬木生）其の他（定價二十錢實業之地方發行所内務局地方課内、台湾地方自治協會）





## 今週の映畫

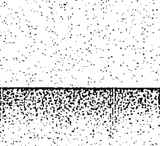

松竹トーキー

母

二十四日よりタイゲキ

▲綿貫六助が「婦人倶樂部」に連載した小説を、柳井隆雄が脚色し、野村芳亭が監督せる松竹オール・トーキー

▲川田芳子をはじめとし、島田嘉七、小照田正一、高峰秀子、奈良眞養、八雲恵美子、吉川満子等が共演してゐる

## 王將 敗退將棋

（石井氏一回勝一回目）

（九）

平手　六一段△飯塚勘一郎
先　六段▲石井秀吉

（面倒六八金左の図）

歩

| 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 香 | 桂 | | | | 玉 | 桂 | | 香 | 一 |
| | 飛 | | | | 銀 | | 金 | | 二 |
| | | 歩 | | 歩 | | 歩 | | 歩 | 三 |
| | | | 歩 | | 歩 | | 歩 | | 四 |
| | | | | 歩 | | 歩 | | | 五 |
| | | 歩 | 歩 | | 歩 | | 歩 | | 六 |
| | 角 | | | 歩 | | 歩 | | | 七 |
| | | 桂 | 銀 | 金 | 玉 | | | | 八 |
| 香 | | | | | | | | 香 | 九 |

▲石井氏（駒持）角歩歩歩歩

△八八と▲五五角△七九と▲同玉△六四歩▲一一角成△三三桂

▲五三香△五六歩

△攻める一手受けてゐては損切の慣れがあるので飯塚君は強く八八と突込んだ此処で八八歩と利かす手もあるが大勢から見ると手遅れだ

▲石井君の五五角は六八金の時から考へた攻防兩様の手段でよき着想である

△飯塚君の六四歩は軽い手で敵が同角なれば七三銀と先を利かす狙ひである

▲石井君すかさず一一角成と香を取り敵陣に飛込んだが軽率と言はざるを得ない此処は一先づ八八歩と辛抱し敵が三三桂なれば四四銀と出て相當面白い息づいづれにしても八八歩と辛抱すべきである

△飯塚君の三三桂には二十分以上考んだ決心で危険な様に見えても八二飛が攻めに利いて実によい味ひである

▲石井君の五三香は実によい攻めの様見えるが却つて香を攻めに利かされるので危険である一先づ八八歩と辛抱するか又は三三角成と逆らつても最善の五六歩は持駒を攻めに利かす点で何時でも五三香を導る良い狙ひである

## 大崎八段講評

サラつと爽か

# マスターバニシング クリーム

マスターバニシングの三つの特徴

1 サラっとして
均等に伸びるので白粉がムラツキせず永く保つからお化粧下に最適

2 榮養が豊富
獨逸特許スキンホルモン性酵の榮養効果で肌アレ・小皺の豫防に第一

3 髭剃り後に
サラっとした快感・細菌の侵入を防ぐ整肌力は殿方の人氣獨占

「白粉の中での傑作」……と水の江瀧子さんが絶讃されました

マスターホームパクトの色素は佛蘭西一流會社の最高級、粉は日本女性のお肌に最適の微粒子、高尚優雅な香り、色素ヤケせず濃淡自由につきますから化粧が自然で驚く程モダンな白粉中での傑作です。

# トクパーホーム タスマ

携帯用 タスマ トクパーホーム（甲）クンシニベ（小）ムーリク

# 國民健康保險法案
## 政民修正成立可望
### 經衆議院採決諮送貴族院

東京二十四日電。國民健康保險法案所關。永井民政。安藤政友兩幹事長並添田委員長。二十三日午後五時三十分。會於院內議長室。將理事會案爲中心。再行檢討。結果修正二、三字句。而後將原案承認。作成共同修正案。同八時四十分散會。訂二十四日午後衆議院本會議緊急上程。討論採決。即日諮送貴族院。於是今期議會。最大社會立法。注視其成否之談柴。趨見成立政民共同修正案一、第九條刪除。法案最後。加以附則（醫療設備利用爲目的之產業組合。而於昭和十二年三月三十一日之前。附帶決議一、政府速定官制。設調查會。立醫藥制度所關根本方策。二、宜照內務省令。立規定。使被派遣者。廣將醫師。齒科醫師。藥劑師其他一切醫療機關。自由選擇。三、國民健康保險組合。診療以外。藥品及賣藥給附不得之旨。宜照法案第二十六條規定明示四、政府當失本法施行。不使醫療內容低下。特要留意。

## 永代借地權解消
### 交換公文正式簽印
#### 廿四日先與英米同時發表

東京二十三日電。可謂治外法權。最後殘滓。如永代借地權撤廢問題。曾與東京駐劄各關係國大公使之間進行折衝。頃先與英，米兩國之間。交換成立協定。訂二十四日。櫻府本會議。御諮詢手續終。佐藤外相訂二十五日午後一時。在外務省。求見英米兩國大使將交換公文。正式調印。外務當局。即日午後二時。將公文內容。竝永代借地權撤廢經緯。即作當局談發表。又與法、意、白、瑞典、丁抹、葡萄牙等各國。亦同交涉撤廢。不遲各自締結。於玆永代借地權全廢云。

## 防共積極的方法
## 首在經濟建設
### 汪兆銘氏紀念週演說

南京二十三日電。汪兆銘氏。於二十二日記念週。多時演說。中國經濟建設事宜。其中赤化根絕所關。關明國民政府對共產黨之方針。內容如左。

共產黨員。如不受三中全會之決議。則是自誠之一道。如共產主義內階級鬪爭理論。是亂民族之團結。絕對許容不得。表面雖云階級鬪爭之宣傳。實際入民衆中分解作川者。促民族團結崩壞也。吾人鑒之過去。種種苦經驗。此點不得不喚起民衆注意。十分嚴重監視。而後乃得防止。使不爲共產黨所乘。究積極的防止方法。在經濟建設振興。夫經濟建設而振興。人民痛苦乃緩和。生產乃增進。分配乃合理。消費亦從而盛。在人民之前。開得新道。自然無三麥占貴。謂逃蒸米比較前年的高價。再一月餘。高雄州新米將登。未驟者及農一年低落也。

## 臺北盜電脫稅案
## 波及基隆拘捕周某
### 州稅務課長出差指揮

州當橋稅務課長。去二十三日午後牽稅務課員數名突然到基。訪基隆署。與古賀刑事係主任。吉田警部補。三河內部長刑事。及屯力會社出張所監視員二名等。秘密會議後。於是日午後二時許。分乘數臺自動車。到該市福德町周正所經營之和發精米所嚴搜其家。同時該署江崎謝刑事。率古賀刑事係主任之命。押收多數帳簿及參考書類。竝拘店主解署。嚴重查究中。據聞事件之內容。爲盜北市稻江方面。近由州刑事課發覺盜電。竝脫稅行爲。因互州下一齊檢舉。遂至沒及該地云。

## 移入內地米製清酒
## 且釀理研酒而販賣
### 專賣局新年度事業

專賣局現方積極的。計畫各種新事業。最近又謀移入內地米。製造與內地清酒同樣之優良酒及理研酒。欲製內地清酒。因臺灣米最近品種改良。品質向上。外皮極硬。欲作酒造米。遜於內地米。故不得不移入而製造。專賣局擬自新年度。撰買中部日本之產米。試爲釀造。其試製造米。試爲釀造。其試製欲利用臺中酒工場之閑散期。製造設備。準豫內地工場。改造而作。如得成功。則自十三年度。欲賣出於市場。又理研酒。即內地理化學研究所自爲製造之外。且與一流會社。契約製造約七萬石。一石標利金一圓。一般清酒混合之事。爲場案許之。而結城案禁止混合。惟臺灣因酒類專賣關係。此點得以自由。原料。製造若干。混合島產清酒。但此合成酒。於短期間製造。生產費廉。且不虞變壞。臺內欲期普及。新年度起。欲於臺中大規模製造。不混合他酒謀以理研酒。賣出。臺北新酒工場若成。亦擬開製理研酒也。

## 日蘭會商事實成立
## 砂糖問題妥協亦成
### 廿四日東京電。日蘭會商。類石澤哈兩氏間會談。

驟見進步。三大懸案。所餘砂糖問題。去二十日。兩代表之間。妥協成立。蘭印方將此妥協案。請訓於和蘭本國。以爲最後的決定。二十二日。公電到外務省。現在情勢。和蘭本國。或者承認。日蘭會商。近且正式成立。又爪哇鋼輸入補償所關妥協內容未公表。大體我贈者。按十萬噸輸入。政府或補償云。

## 津關當局決定
## 強制日貨沒收
### 以爲悉係密輸品

天津二十三日電。最近天津關當局。以爲華北奧地暨天津中國街。英國租界諸商店。所有日本商品。悉係密輸。決定對陳列品。嚴檢查海關通過部之有無。斷行強制沒收處分。中國商人。殆陷於日貨交易不能之狀態。華北宏氣。驟見暗澹。各方面皆重視云。

## 兩飛行機不時著陸
### 搭乘者四名殉職
#### 關東軍發表

新京二十三日電。關東軍發表。上條部隊飛行機二機以新京周水子間野外演練之目的。二十二日在公主嶺上空航行中。都爲濃霧飛行。奈爲動機障碍。據原元幸操縱。大西並廣岡乘飛行機。午前九時頃。不時著吉林省樺德縣第六區中國地。同鎗烏準二操縱。大林武男同乘飛行機。亦不時著於同縣實主山東麓。兩機乘組員。皆殉職云。

## 無視不割讓精神
## 海州建設飛行場
## 爲英北進政策

天津二十三日電。英國擬自香港起點。試行軍事的中國沿岸北進政策。開發海南島。勿論無視不割讓之精神。使中國於福州廈門軍事施設。且其銳鋒。此問題於關北線起點海州。設置一大飛行場。聞已契約。此卽有事之際。英國自由使用爲怪什。英國投下資本。畢竟軍事的關係重大云。

## 水產請願事項
## 陳情總督

臺灣水產會。去二月十八日之通常總會。決議下記八項。去二十三日。由末村。近江。林。加藤。和泉各實行委員。陳情於小

## 臺北盜電脫稅案
## 波及基隆拘捕周某
### 州稅務課長出差指揮

州當橋稅務課長。去二十三日午後牽稅務課員數名突然到基。訪基隆署。與古賀刑事係主任。吉田警部補。三河內部長刑事。及屯力會社出張所監視員二名等。秘密會議後。於是日午後二時許。分乘數臺自動車。到該市福德町周正所經營之和發精米所嚴搜其家。同時該署江崎謝刑事。率古賀刑事係主任之命。押收多數帳簿及參考書類。竝拘店主解署。嚴重查究中。據聞事件之內容。爲盜北市稻江方面。近由州刑事課發覺盜電。竝脫稅行爲。因互州下一齊檢舉。遂至沒及該地云。

## 永代借地權解消
### 交換公文正式簽印
#### 廿四日先與英米同時發表

東京二十三日電。可謂治外法權。最後殘滓。如永代借地權撤廢問題。曾與東京駐劄各關係國大公使之間進行折衝。頃先與英，米兩國之間。交換成立協定。訂二十四日。櫻府本會議。御諮詢手續終。佐藤外相訂二十五日午後一時。在外務省。求見英米兩國大使將交換公文。正式調印。外務當局。即日午後二時。將公文內容。竝永代借地權撤廢經緯。即作當局談發表。又與法、意、白、瑞典、丁抹、葡萄牙等各國。亦同交涉撤廢。不遲各自締結。於玆永代借地權全廢云。

## 防共積極的方法
## 首在經濟建設
### 汪兆銘氏紀念週演說

南京二十三日電。汪兆銘氏。於二十二日記念週。多時演說。中國經濟建設事宜。其中赤化根絕所關。關明國民政府對共產黨之方針。內容如左。

共產黨員。如不受三中全會之決議。則是自誠之一道。如共產主義內階級鬪爭理論。是亂民族之團結。絕對許容不得。表面雖云階級鬪爭之宣傳。實際入民衆中分解作川者。促民族團結崩壞也。吾人鑒之過去。種種苦經驗。此點不得不喚起民衆注意。十分嚴重監視。而後乃得防止。使不爲共產黨所乘。究積極的防止方法。在經濟建設振興。夫經濟建設而振興。人民痛苦乃緩和。生產乃增進。分配乃合理。消費亦從而盛。在人民之前。開得新道。自然無

## 日蘭會商事實成立
## 砂糖問題妥協亦成
### 廿四日東京電。日蘭會商。類石澤哈兩氏間會談。

驟見進步。三大懸案。所餘砂糖問題。去二十日。兩代表之間。妥協成立。蘭印方將此妥協案。請訓於和蘭本國。以爲最後的決定。二十二日。公電到外務省。現在情勢。和蘭本國。或者承認。日蘭會商。近且正式成立。又爪哇鋼輸入補償所關妥協內容未公表。大體我贈者。按十萬噸輸入。政府或補償云。

## 津關當局決定
## 強制日貨沒收
### 以爲悉係密輸品

天津二十三日電。最近天津關當局。以爲華北奧地暨天津中國街。英國租界諸商店。所有日本商品。悉係密輸。決定對陳列品。嚴檢查海關通過部之有無。斷行強制沒收處分。中國商人。殆陷於日貨交易不能之狀態。華北宏氣。驟見暗澹。各方面皆重視云。

## 兩飛行機不時著陸
### 搭乘者四名殉職
#### 關東軍發表

新京二十三日電。關東軍發表。上條部隊飛行機二機以新京周水子間野外演練之目的。二十二日在公主嶺上空航行中。都爲濃霧飛行。奈爲動機障碍。據原元幸操縱。大西並廣岡乘飛行機。午前九時頃。不時著吉林省樺德縣第六區中國地。同鎗烏準二操縱。大林武男同乘飛行機。亦不時著於同縣實主山東麓。兩機乘組員。皆殉職云。

## 無視不割讓精神
## 海州建設飛行場
## 爲英北進政策

天津二十三日電。英國擬自香港起點。試行軍事的中國沿岸北進政策。開發海南島。勿論無視不割讓之精神。使中國於福州廈門軍事施設。且其銳鋒。此問題於關北線起點海州。設置一大飛行場。聞已契約。此卽有事之際。英國自由使用爲怪什。英國投下資本。畢竟軍事的關係重大云。

## 水產請願事項
## 陳情總督

臺灣水產會。去二月十八日之通常總會。決議下記八項。去二十三日。由末村。近江。林。加藤。和泉各實行委員。陳情於小

## 南州部振研究發表
## 來廿五日開于虎尾

臺南州當局。鑒于部落振興有必要。於地方農村之自治的發展。居在重要地位。會於客年中。由嘉義郡主催。成績良好。訂來二十五、六兩日開。於虎尾街和樂館。督府一邊。教學官等。均欲參考。乃由虎尾郡爲中心。各郡街庄。加入者百餘名。最近三十圓內外。豬肉色情。約於部落。與人無許。初爲婉拒。久突。一夜爲有。及其翌朝五六人。當場提出。一時吃驚殊甚。且逃之官。去二十三日。

## 高砂死後解剖
## 全身要害多傷
### 因姦爲人毒打出金和解後

高雄。文山郡。景尾高小徒。請爲解剖。開腹胸腹部。長子。豚肉商也。年三十。其他要害。重傷數處。蛆生半爲人。寮言善忍。與人無許。初爲婉拒。久突。一夜爲有。及其翌朝五六人。當場提出。一時吃驚殊甚。且逃之官。去二十三日。

## 養成就職商店店員
## 開實務講習會
### 修了後欲爲斡旋就職

臺北市職業紹介所。及社會事業助成會。鑒于小公學校畢業生。欲就職于各商店。不能聽電話。乘自暗算。商品包裝方法。郵便。銀行等大要。新電話使用方法。商業地理。乘自轉車方法。掃除。小修繕等。爲店員要知事項。講師託市內實業家。郵便銀行電話局。太平公學校等職員。竝職業紹介所員。而市社會課對希望者。在臺北市職業紹介所。及社會事業助成會。鑒于小公學校畢業生。欲就職于各商店。不能聽電話。乘自轉車。或不知接客方法。及受命往銀行。會社。亦不能辦事等。非常不便。乃共同主開店員實務講習會。自來二十四日至二十九日。午前八時至下午四時。假于太平公學校。講習科目。商業實踐道德。商業作法。算盤。速算。

## 臺南州下代用作物
## 經定四種類獎勵

既報臺南州下本年代用作物獎勵。經定四種類。州當局爲確而獎勵上所關。以去二十三朝十時。集幕下各市尹。郡守。各郡農務主任。各製糖會社代表者。二十餘名。在州署會議室。開確商會。鎗內務部長。金子勸業課長。押見。砥上兩技師。農事試驗場長三浦氏。均出席云。

## 臺北市講習所
## 新置教師
### 竝補助私設

臺北市當局。爲獎勵國語普及。設置公立國語講習所。十二處。此外有私立六處。市當局工場講習所。稻江加入者百餘名。且修了後。亦欲斡旋其就職云。

## 嘉義聯隊飛機
## 在花蓮港
## 偵察地形

嘉義市飛行第十四聯隊偵察機一架。去二十三日午後一時半。由高橋中尉司機。飛到花蓮港。著陸於加禮宛。而翌二十四日。復有二架飛到。於是三架比察偵察花蓮港地方之地形。陳水性陳鳥鴻陳添春三氏提出私財二十圓爲國防費獻金。當日袖交郡當局。爲之手續云。

## 第一劇場天井崩落
## 觀客負重輕傷二名

臺北市太平町四丁目。第一劇場。去二十三日下午八時二十分。映寫活動寫眞。天井壁裏二間。幅四尺。厚一寸。突然崩落。臺南市鹽生當局。以新營郡下發生之流行性腦炎。漸有蔓延之兆。爲期預防做底。除自周圍警戒外。另於二十四五兩日由朝九時至下午四時。在嘉南市公會堂。對接客業者之市場業者。車夫。自動車司機等。約三千名。施行豫防注意。而嘉義警察署。以該疾患者。發生於新營郡。然多

## 臺南州下代用作物
## 經定四種類獎勵

既報臺南州下本年代用作物獎勵。經定四種類。州當局爲確而獎勵上所關。以去二十三朝十時。集幕下各市尹。郡守。各郡農務主任。各製糖會社代表者。二十餘名。在州署會議室。開確商會。鎗內務部長。金子勸業課長。押見。砥上兩技師。農事試驗場長三浦氏。均出席云。

## 臺北市講習所
## 新置教師
### 竝補助私設

臺北市當局。爲獎勵國語普及。設置公立國語講習所。十二處。此外有私立六處。市當局工場講習所。稻江加入者百餘名。且修了後。亦欲斡旋其就職云。

## 嘉義聯隊飛機
## 在花蓮港
## 偵察地形

嘉義市飛行第十四聯隊偵察機一架。去二十三日午後一時半。由高橋中尉司機。飛到花蓮港。著陸於加禮宛。而翌二十四日。復有二架飛到。於是三架比察偵察花蓮港地方之地形。陳水性陳鳥鴻陳添春三氏提出私財二十圓爲國防費獻金。當日袖交郡當局。爲之手續云。

## 南州部振研究發表
## 來廿五日開于虎尾

臺南州當局。鑒于部落振興有必要。於地方農村之自治的發展。居在重要地位。會於客年中。由嘉義郡主催。成績良好。訂來二十五、六兩日開。於虎尾郡主催。訂二十四日午後。衆議院本會議緊急上程。討論採決。即日諮送貴族院。於是今期議會。最大社會立法。注視其成否之談柴。趨見成立政民共同修正案一、第九條刪除。法案最後。加以附則（醫療設備利用爲目的之產業組合。而於昭和十二年三月三十一日之前。附帶決議一、政府速定官制。設調查會。立醫藥制度所關根本方策。二、宜照內務省令。立規定。使被派遣者。廣將醫師。齒科醫師。藥劑師其他一切醫療機關。自由選擇。三、國民健康保險組合。診療以外。藥品及賣藥給附不得之旨。宜照法案第二十六條規定明示四、政府當失本法施行。不使醫療內容低下。特要留意。

## 永代借地權解消
### 交換公文正式簽印
#### 廿四日先與英米同時發表

東京二十三日電。可謂治外法權。最後殘滓。如永代借地權撤廢問題。曾與東京駐劄各關係國大公使之間進行折衝。頃先與英，米兩國之間。交換成立協定。訂二十四日。櫻府本會議。御諮詢手續終。佐藤外相訂二十五日午後一時。在外務省。求見英米兩國大使將交換公文。正式調印。外務當局。即日午後二時。將公文內容。竝永代借地權撤廢經緯。即作當局談發表。又與法、意、白、瑞典、丁抹、葡萄牙等各國。亦同交涉撤廢。不遲各自締結。於玆永代借地權全廢云。

## 防共積極的方法
## 首在經濟建設
### 汪兆銘氏紀念週演說

南京二十三日電。汪兆銘氏。於二十二日記念週。多時演說。中國經濟建設事宜。其中赤化根絕所關。關明國民政府對共產黨之方針。內容如左。

共產黨員。如不受三中全會之決議。則是自誠之一道。如共產主義內階級鬪爭理論。是亂民族之團結。絕對許容不得。表面雖云階級鬪爭之宣傳。實際入民衆中分解作川者。促民族團結崩壞也。吾人鑒之過去。種種苦經驗。此點不得不喚起民衆注意。十分嚴重監視。而後乃得防止。使不爲共產黨所乘。究積極的防止方法。在經濟建設振興。夫經濟建設而振興。人民痛苦乃緩和。生產乃增進。分配乃合理。消費亦從而盛。在人民之前。開得新道。自然無

## 日蘭會商事實成立
## 砂糖問題妥協亦成
### 廿四日東京電。日蘭會商。類石澤哈兩氏間會談。

驟見進步。三大懸案。所餘砂糖問題。去二十日。兩代表之間。妥協成立。蘭印方將此妥協案。請訓於和蘭本國。以爲最後的決定。二十二日。公電到外務省。現在情勢。和蘭本國。或者承認。日蘭會商。近且正式成立。又爪哇鋼輸入補償所關妥協內容未公表。大體我贈者。按十萬噸輸入。政府或補償云。

## 津關當局決定
## 強制日貨沒收
### 以爲悉係密輸品

天津二十三日電。最近天津關當局。以爲華北奧地暨天津中國街。英國租界諸商店。所有日本商品。悉係密輸。決定對陳列品。嚴檢查海關通過部之有無。斷行強制沒收處分。中國商人。殆陷於日貨交易不能之狀態。華北宏氣。驟見暗澹。各方面皆重視云。

## 兩飛行機不時著陸
### 搭乘者四名殉職
#### 關東軍發表

新京二十三日電。關東軍發表。上條部隊飛行機二機以新京周水子間野外演練之目的。二十二日在公主嶺上空航行中。都爲濃霧飛行。奈爲動機障碍。據原元幸操縱。大西並廣岡乘飛行機。午前九時頃。不時著吉林省樺德縣第六區中國地。同鎗烏準二操縱。大林武男同乘飛行機。亦不時著於同縣實主山東麓。兩機乘組員。皆殉職云。

## 無視不割讓精神
## 海州建設飛行場
## 爲英北進政策

天津二十三日電。英國擬自香港起點。試行軍事的中國沿岸北進政策。開發海南島。勿論無視不割讓之精神。使中國於福州廈門軍事施設。且其銳鋒。此問題於關北線起點海州。設置一大飛行場。聞已契約。此卽有事之際。英國自由使用爲怪什。英國投下資本。畢竟軍事的關係重大云。

## 水產請願事項
## 陳情總督

臺灣水產會。去二月十八日之通常總會。決議下記八項。去二十三日。由末村。近江。林。加藤。和泉各實行委員。陳情於小

## 南州部振研究發表
## 來廿五日開于虎尾

臺南州當局。鑒于部落振興有必要。於地方農村之自治的發展。居在重要地位。會於客年中。由嘉義郡主催。成績良好。訂來二十五、六兩日開。於虎尾郡主催。訂二十四日午後。衆議院本會議緊急上程。討論採決。即日諮送貴族院。於是今期議會。最大社會立法。注視其成否之談柴。趨見成立政民共同修正案一、第九條刪除。法案最後。加以附則（醫療設備利用爲目的之產業組合。而於昭和十二年三月三十一日之前。附帶決議一、政府速定官制。設調查會。立醫藥制度所關根本方策。二、宜照內務省令。立規定。使被派遣者。廣將醫師。齒科醫師。藥劑師其他一切醫療機關。自由選擇。三、國民健康保險組合。診療以外。藥品及賣藥給附不得之旨。宜照法案第二十六條規定明示四、政府當失本法施行。不使醫療內容低下。特要留意。

## 臺北盜電脫稅案
## 波及基隆拘捕周某
### 州稅務課長出差指揮

州當橋稅務課長。去二十三日午後牽稅務課員數名突然到基。訪基隆署。與古賀刑事係主任。吉田警部補。三河內部長刑事。及屯力會社出張所監視員二名等。秘密會議後。於是日午後二時許。分乘數臺自動車。到該市福德町周正所經營之和發精米所嚴搜其家。同時該署江崎謝刑事。率古賀刑事係主任之命。押收多數帳簿及參考書類。竝拘店主解署。嚴重查究中。據聞事件之內容。爲盜北市稻江方面。近由州刑事課發覺盜電。竝脫稅行爲。因互州下一齊檢舉。遂至沒及該地云。

## 移入內地米製清酒
## 且釀理研酒而販賣
### 專賣局新年度事業

專賣局現方積極的。計畫各種新事業。最近又謀移入內地米。製造與內地清酒同樣之優良酒及理研酒。欲製內地清酒。因臺灣米最近品種改良。品質向上。外皮極硬。欲作酒造米。遜於內地米。故不得不移入而製造。專賣局擬自新年度。撰買中部日本之產米。試爲釀造。其試製造米。試爲釀造。其試製欲利用臺中酒工場之閑散期。製造設備。準豫內地工場。改造而作。如得成功。則自十三年度。欲賣出於市場。又理研酒。即內地理化學研究所自爲製造之外。且與一流會社。契約製造約七萬石。一石標利金一圓。一般清酒混合之事。爲場案許之。而結城案禁止混合。惟臺灣因酒類專賣關係。此點得以自由。原料。製造若干。混合島產清酒。但此合成酒。於短期間製造。生產費廉。且不虞變壞。臺內欲期普及。新年度起。欲於臺中大規模製造。不混合他酒謀以理研酒。賣出。臺北新酒工場若成。亦擬開製理研酒也。

## 基隆夜學校
## 擴充內容
## 招募新生

財團法人私立基隆夜學校。夙山石坂莊作氏。刻苦經營內容漸充實。而近爲應時代之進運。竝圖一般市民希望。俾得爲完全之補助教育機關。及實際的職業教育機關。訂自本年度起。修業年限延長一年。爲二間乙種商業學校。爲於十八日由當局正式許可。探自新學期。改校名爲私立基隆商業學校。而財團法人之名義變更。及校舍新築等。卽尚在計畫中。又本年度之新生募集要項如左。

▲入學資格。小公學校畢業生。竝有同等以上之學力之人。

▲報名方法。將所定入學

## 高雄市邦人强盜
## 夜半入人家行劫
### 不得一物旋被捕住

一月二十四日。姑山。鼓南刑務所放出。卽流落于高雄地方。晝間伏在西子灣鎖南莊近附。入夜乃到處行竊。計二十數件。約值卽有本之際。英國自由使用爲怪什。英國投下資本。畢竟軍事的關係重大云。

## 水產請願事項
## 陳情總督

臺灣水產會。去二月十八日之通常總會。決議下記八項。去二十三日。由末村。近江。林。加藤。和泉各實行委員。陳情於小

## 高砂死後解剖
## 全身要害多傷
### 因姦爲人毒打出金和解後

高雄。文山郡。景尾高小徒。請爲解剖。開腹胸腹部。長子。豚肉商也。年三十。其他要害。重傷數處。蛆生半爲人。寮言善忍。與人無許。初爲婉拒。久突。一夜爲有。及其翌朝五六人。當場提出。一時吃驚殊甚。且逃之官。去二十三日。

## 養成就職商店店員
## 開實務講習會
### 修了後欲爲斡旋就職

臺北市職業紹介所。及社會事業助成會。鑒于小公學校畢業生。欲就職于各商店。不能聽電話。乘自轉車。或不知接客方法。及受命往銀行。會社。亦不能辦事等。非常不便。乃共同主開店員實務講習會。自來二十四日至二十九日。午前八時至下午四時。假于太平公學校。講習科目。商業實踐道德。商業作法。算盤。速算。暗算。商品包裝方法。郵便。銀行等大要。新電話使用方法。商業地理。乘自轉車方法。掃除。小修繕等。爲店員要知事項。講師託市內實業家。郵便銀行電話局。太平公學校等職員。竝職業紹介所員。而市社會課對希望者。在

# 臺灣日日新報

本日夕刊共十六頁

臺北市榮町四丁目四番地　臺灣日日新報社
電話（代表）二三八〇番　編輯用二三八〇一番　營業用二三八〇二番　特別廣告部二三八〇三番　印刷所二三八〇四番
定價一ヶ月金壹圓五拾錢・三ヶ月金參圓拾五錢・六ヶ月金六圓・壹ヶ年金拾貳圓・日本國內及支那地方送料不要
本紙一部五錢・三十日分金壹圓五拾錢・日本國內及支那地方送料不要
臺灣日日新報社編輯局編纂
臺灣日日新報社商事課發行
臺灣日日新報社印刷部印刷

## 臺灣日日新報 改正臺北市全圖

市區計畫街路及び公園（十一年版）

# 戰爭の眞相

# 公正輿論

# 世界動員

▼日本よ、左傾なら・柳澤　健
▼日銀改革論　高垣寅次郎
▼鐵山政長への辯明・大內兵衛

# 緊急時局特輯號

東京中央公論社　昭和五ルビ九・節購定價

▼無條約時代の展望……伊藤正德
▼次期戰爭の政治的意義……木下半治
▼世界空軍の現勢……石尾市太郎
▼戰爭の危機と東亞……尾崎秀實
▼準戰時體制と軍部……秦彥三郎
▼如何に戰ふか……三島康夫
▼植民地再分割論の歸趨……益田豐彥
▼戰爭工業論……有澤廣巳

一擧即發的危殆は、世界的不安と焦燥の中に既に驚愕にまで發展しつゝある。否、既に戰爭は開始されてゐる。試に見よ、この空前の特輯を、其處には戰爭史への歷史的事實と、その經濟的、政治的、軍備の完成なき解剖抽象と、更に將來への軍事的展開が嚴肅の中に透視せられ、學問的全體驗、驚異的洞察とは扨も何ぞいまゝで、これだ!!

# 我が交友錄

清水安三・在北京

# 石原莞爾の全貌

田村眞作

# 轉換期支那の政治的性格

中保與作

# 第七十議會の總批判

關口泰

# 知識階級と傳統

三木清

# その後の蔣介石

外交一新の目標……樺田喜三郎
新外相論……阿部眞之助
佐藤
物評論……三好武二
街の人……門脇重九郎
吉原　信子
津島　野二
堅島すみ子
カラガン運河論……三好武二

# 第二のレンブラント

向坂逸郎

# 大森義太郎

# 雁の旅

佐藤春夫

# 春の鼎談

蔣・尾崎士郎

# 婚期にある處女と青年の對談會

小說　L盆地の汽車・龍膽寺雄
小說　平和主義者・上司小劍
小說　蔣・藪
小說　L盆地の汽車・龍膽寺雄

# 苦悶の政治

朝尾高雄

# 大學通信

柳瀨正夢・加藤悅郎
馬場一恒吾
橫山大觀

# 國家と思想

農村・矧村・陸一

# 見放された

# 陽春素描

新興財閥首腦者論（三宅晴輝）
（繪と文）
世界的恐日病の克服（金龍濟）
西村五雲

# 豐房ホテル

小熊秀雄

# 臺灣土產

特價壹圓（圖）

# 郷愁

# 吉野紙

# 世界人情覗記

民族及び民族性……清水幾太郎
芝居……相馬泰三
（短歌）……吉井勇・土岐善麿
（俳句）……日高青邨・中塚一碧樓
拍手物語……神崎清
三年後の東京……橡內吉胤

# 裸體の女スパイ（Z十一号）

平山蘆江

# 古典研究

# 書之友

# 狼群記

菊岡久利

# 銀座

市民の繪本

# 第二のレンブラント

向坂逸郎

# 我が交友錄

清水安三

# 德富蘇峰

# 臺灣土產

# 寶用書

本日ヶ切

# 第一回第二回配本濟

# 古典研究

# 書之友

# 別冊附錄 手本

# 雄山閣

# 四月號

# 歷史公論 特輯號 悲劇の英雄

# 雄山閣雜誌 販賣の革命

# 三月廿五日發賣

# 四月號

# 別冊附錄 手本

# 雄山閣

# 全五冊豫約終了

至急書店へ！好機逸す勿れ

# 見本進呈

# 古典研究 書之友 四月號 目次

# 古典研究 書之友 四月號 目次

# 古典研究 書之友 四月號 目次

## 平和會議の招
## 請說と實現性
### 困難だが種子は播かれよう

一

世界の輿論や、新聞や雜誌や、學者の尊い警告などの中からまで久しい間 "平和論" なるものは、殆ど跡を絶つてゐた。そこへ去る十九日、突如として米國の下院外交委員會に於て、ハル國務長官により世界の恒久平和確立のため、國際會議を招請せんとするプランある事が發明された。即ち松谷の慧眼たるやの感を禁じ得ない。右の計畫は、勿論ルーズベルト大統領の意向に基づくものであり、之に依て世界列强間に漸く猛烈ならんとする軍備擴張競爭をも緩和しようとするもので、既に此の內意に關しては、最近 "歐洲の或る政治家" に極力勸說したとの事實も同長官より發白された。

二

右の歐洲の政治家が、英國政界の大立物ランシマン商相であつたことは、聞もなく明かにされ、米大統領の世界平和を望する熱意と、國際會議を英國の善き調解の下に招請せんとする意圖とは次第に明白化されて來た、尙ル大統領は、この決意を固める準備工作として、メリ駐劄のブリット米大使を召還し、歐洲各國の現狀を觀察し、更に歐下のデヴィス君を初めブレーン・トラストを活用して、(世界平和確立の工作に本式に乘り出さんとしてゐるものの如くである。尙五月の英國皇帝の戴冠式には、世界各國より政客等も多數參會に會合すべく、或は五月初旬開かれる國際勞働會議や軍縮問題に關しての會合等も行はれるので、米國よりデヴィス君等も出席すべく、勞々歐洲各國の意向を打診する各種の工作も行はるるものと觀測される。

三

然らば、此米國の意思に成る世界平和、軍備抑制のための國際會議の開催ながら其の實現は左樣に簡單には參るまいと思ふ。成程、米國は其の主唱に依て、昨年十二月南米ブエノスアイレスに於て全米會議を開き、西半球の平和確立に經濟上の諸問題を聯し、見事な成果を獲たことは事實である。けれども之を全地球上に押し擴めんとするには、歐洲並にアジアの諸列强間には餘りに複雜多岐の關係が伏在してゐて、平和會議を開くといふ一事だけでも、相當な困難が伴ふことも必定である。

四

殊に歐洲に於ては、國際政局が一段と複雜であり、スペイン等に於ては、現に左右兩翼の國手に名を藉り、歐洲の某々數ケ國が他國の領土內で公然と交戰してゐる有樣であり、英國が、頻りに身を折つてゐる新ロカルノ協制も容易に纏りがつかず、將來への見透しの如きも殆ど混沌として推測を許さぬものがある。その外、佛ソの間に結ばれてゐる友誼同盟の濃い相互援助條約に對し、獨伊のファッショ政權の間の固き軸結等もあり、此の左右兩翼の對立と抗爭とは、到底、概念的な國際平和論くらるで容易に解消さるべくも無いのである。

五

之を要するに、今の世界は世界不況、國民生活の不安定、話さんとするための非合法手段等々から

## 二度び堂々廻りの後
## 選擧法改正案を可決
### 衆議院本會議

【東京二十四日發】二十四日の衆議院本會議は午後一時十五分開會直ちに日程に入り

一、鹿料取締法中改正法律案（貴族院送附）

一、商船會社合併助成法中改正法律案（同上）

二案を一括上程、平川淸藏委員の報告通り可決確定、次で日程に入り

一、兵役法中改正法案（貴族院送附）

一、商船會社合併助成法中改正法律案（同上）

二案を一括上程、杉山元治郎委員の報告通り可決確定、次で日程に入り

一、選擧法中改正法律案

【東京二十四日發】衆議院選擧法改正案は二十四日午後二時から開かれた衆議院本會議に於て、第一讀會を省略して直ちに委員會に附託することに決定したが、同案は二十五日午後の委員會で審議を終り、二十六日の本會議に上程、可決される豫定である。

【東京二十四日發】衆議院選擧法改正案は二十四日午後二時から開かれた衆議院本會議に於て、第一讀會を省略して直ちに委員會に附託することに決定したが、同案は二十五日午後の委員會で審議を終り、二十六日の本會議に上程、可決される豫定である。

加藤勘十氏（第一）委員長報告は何等選擧法の本質に觸れてゐない、選擧法の本質は第一に選擧權の擴張である、現行法の男子四十二歳以上に選擧權を與ふべきである、第二に供託金制度に依て候補者の資格を決める如きは國民を侮蔑するものである、次に次席者の繰上が何故に惡いのか委員長の報告では納得出來ぬ最後に委員會における審議經過を明瞭、これに對し

齋藤委員長　自席より加藤君の言ふる如き點に關する質問は委員會では無かつた、また討論を許可した事實はない

加藤氏　言論壓迫の事實はあるかかる委員會の報告には大いに反對する

と述べてこれに對し齋藤委員長自席より反駁すれば小會派いきり立つ次で

眞鍋儀十氏（民政）私は本案は選擧開始を認めぬ點で本案に反對である

と述べれば政友會「民政どうしたのか」と喚き立て小會派組に惡ぶれの挨拶で小會派組に惡ぶ

青木雪三郎氏（政友）選擧開始の際ごそ買收を容易ならしめるものである

と反駁して委員長報告に贊成す、

佐竹晴記氏（第一）民、政兩黨の修正案は不備不足である

とて政友系修正案を支持する、次で、

村岡喜一氏（民政）贊成說を述べ、此時松永東氏（民政）より

## 揮發油は當分
## 增稅はせぬ
### 伍堂商相が言明

【東京二十四日發】政府は人造石油助成策として同業法案に基づき生産高に對し助成金を交付し又從來石油の生產奬勵との差額を補塡する方針であるが、二十三日衆議院において伍堂商相は野田武夫氏（民政）の質問に答へ左の如く言明した

市價を見ても現在は揮發油の如きは決して高價であるとは言へない、從つて政府は揮發油の增稅は考へてゐない、

## 所謂平和主義こそ
## 平和の最大の仇敵
### 立黨十八周年　ムッソリニ首相が獅子吼

【ローマ二十三日發本社特電】今やファシズムの創立十八周年記念日に當り二十三日午前十一時ヴェネチヤ宮のバルコニーに現はれた市民の熱狂裡に擧げる祝砲を聞きつゝファシストの閱列を觀閱した、首相は特に英佛兩國に基づく敵對義務から解除するに同意し四月一日ベルギー領遊覽に先立五百万圓の補助金を支出する方針である、又增稅問題については今後七ケ年間は增稅はせぬ方針である

【ローマ二十三日發本社特電】今や擧げつゝあるファシズムの創立十八周年記念日に當り二十三日午前十一時ヴェネチヤ宮のバルコニーに現はれた市民の熱狂裡に擧げるファシストの閱列を觀閱した、首相は特に英佛兩國に基づく敵對義務から解除するに同意し四月一日ベルギー領遊覽に先立五百万圓の補助金を支出する方針である、又增稅問題については今後七ケ年間は增稅はせぬ方針である

立黨十八周年　ムッソリニ首相が獅子吼

【ローマ二十三日發本社特電】今や擧げつゝあるファシズムの創立十八周年記念日に當り二十三日午前十一時ヴェネチヤ宮のバルコニーに現はれた市民の熱狂裡に擧げるファシストの閱列を觀閱した、首相は特に英佛兩國に基づく敵對義務から解除するに同意し四月一日ベルギー領遊覽に先立五百万圓の補助金を支出する方針である、又增稅問題については今後七ケ年間は增稅はせぬ方針である

## 政府の答辯書
### 尾崎行雄氏に對して

【東京二十四日發】尾崎行雄氏は去る八日政府、經濟、物價及び外交に關する質問書を政府に提出したが右に對し政府は二十二日付で答辯書を提出したその要旨左の如し

**藏相の答辯**　到下の內外情勢の急激なる變化に對應する爲の財政の運營上の必要より豫算の一部を修正せんとするものである、從つて之に關聯して自治體に對する國庫補助金の減額も止むを得ざるものと考へるが、之等の點に關しては地方團體の財政運營に支障なきやう充分に考慮を拂ふ所存である、

**外相の答辯**　政府は旧ドイツ植民地たる南洋委任統治地域の經營を考慮するの意思毛頭なし、門戶開放、機會均等の主張は從來凡ゆる機會において帝國の主張し來つたところで今後もこれが實現に努力する

**外、陸、海三相の答辯**　公正なる基礎における軍備の國際協定には政府は絶對同意、これに協力するの用意あり、但し現下世界情勢に照らす時は今日帝國よりこれを提唱するも其の目的を達成し得る好機なりと認むる事能はず

**陸相答辯**　政界の腐敗の大責むるに急で自己の責任を回避せんとする意思はない、又わが國民門政治が出現すべしとは思はざるところなり（以下略）

## 會期の延長
## 善處を要望
### 林委員長が
### 遞相を訪問

【東京二十四日發】衆議院衆議會の分科會は二十五日中に大體の終了を見る豫定であるが、貴族院成立そこには二日又は三日間の會期延長を必要とする氣配にあるので林委員長は同日遞に兒玉遞相を訪問、衆議院總選擧繼續を說明し會期延長に關する具體的善處を要望することとなつた、而して昭和十二年度追加豫算が衆議院より送付の場合は直ちに分科會

## 白國の中立諒解
### レオポルド三世陛下が
### 英國の首、外相と御會談

【ロンドン二十三日發同盟】ベルギー國王レオポルド三世陛下は二十一日ロンドンに御到着あり、昨夜ボールドウイン英首相、イーデン外相と會談されたが、右會談で中立案に關する諒解が出來た樣子で翌後政治的折衝は一切打切り二十五日ブラッセルに御歸還されることとなつた、既に英、佛兩國政府はベルギー政府に對しロカルノ條約に基く保障義務から解除するに同意し四月一日ベルギー領遊覽に先立五百万圓の補助金を支出する方針である、又增稅問題については今後七ケ年間は增稅はせぬ方針である

## 政府の答辯書
### 尾崎行雄氏に對して

【東京二十四日發】尾崎行雄氏は去る八日政府、經濟、物價及び外交に關する質問書を政府に提出したが右に對し政府は二十二日付で答辯書を提出したその要旨左の如し

**藏相の答辯**　到下の內外情勢の急激なる變化に對應する爲の財政の運營上の必要より豫算の一部を修正せんとするものである、從つて之に關聯して自治體に對する國庫補助金の減額も止むを得ざるものと考へるが、之等の點に關しては地方團體の財政運營に支障なきやう充分に考慮を拂ふ所存である、

**外相の答辯**　政府は旧ドイツ植民地たる南洋委任統治地域の經營を考慮するの意思毛頭なし、門戶開放、機會均等の主張は從來凡ゆる機會において帝國の主張し來つたところで今後もこれが實現に努力する

**外、陸、海三相の答辯**　公正なる基礎における軍備の國際協定には政府は絶對同意、これに協力するの用意あり、但し現下世界情勢に照らす時は今日帝國よりこれを提唱するも其の目的を達成し得る好機なりと認むる事能はず

**陸相答辯**　政界の腐敗の大責むるに急で自己の責任を回避せんとする意思はない、又わが國民門政治が出現すべしとは思はざるところなり（以下略）

## 增稅法案に附帶決議
### 貴族院各派の態度

【東京十四日發】貴族院における國時臨時增稅法案外五件に關する特別委員會は去る十九日開會し質疑應答を重ねた結果二十四日午前十時より委員會を開會し質疑を終了、同午後一時より本會議を開會し委員會の審議經過並に結果報告通り可決確定、次で

一、衆議院議員選擧法中改正法律案外五件（政府提出）

一、同上（貴族院外五件提出）

を議題とし一括上程すべく松永東氏より動議を提出したが小會派は一致して反對を叫び之が採否を記名投票に附ふこととなり開票の結果百五十票否とするもの三十七票の大多數で動議成立し委員長報告通り可決確定、次で

一、衆議院議員選擧法中改正法律案外五件に關する件

とこれが成立を期すべく議會を終り衆議院議員選擧法中改正法律案を提出されたい

**工藤鐵男氏**（民政）會期切迫したつき此際政府に會期延長の意ありや否や、首相の言明を得たい

と要求したに對し

**林首相**　會期延長については政府且つ考慮中である

と延長の意ある旨言明し次で原委員長の報告ありて討論に入る、

**淺田利喜次郎氏**（第一）より次

**淺沼稻次郎氏**（第一）より次

**工藤鐵男氏**（民政）會期切迫したつき此際政府に會期延長の意ありや否や、首相の言明を得たい

と要求したに對し

**林首相**　會期延長については政府且つ考慮中である

と延長の意ある旨言明し次で原委員長の報告ありて討論に入る、

**淺田利喜次郎氏**（第一）より次

**淺沼稻次郎氏**（第一）より次

**齋藤委員長**　自席より加藤君の言ふる如き點に關する質問は委員會では無かつた、また討論を許可した事實はない

**加藤氏**　言論壓迫の事實はあるかかる委員會の報告には大いに反對する

と述べてこれに對し齋藤委員長自席より反駁すれば小會派いきり立つ次で

**眞鍋儀十氏**（民政）私は本案は選擧開始を認めぬ點で本案に反對である

と述べれば政友會「民政どうしたのか」と喚き立て小會派組に惡ぶれの挨拶で小會派組に惡ぶ

**青木雪三郎氏**（政友）選擧開始の際ごそ買收を容易ならしめるものである

と反駁して委員長報告に贊成す、

**佐竹晴記氏**（第一）民、政兩黨の修正案は不備不足である

とて政友系修正案を支持する、次で、

**村岡喜一氏**（民政）贊成說を述べ、此時松永東氏（民政）より

## 健康保險法案
### 修正案を可決
### きのふの委員會で

【東京二十四日發】國民健康保險法案委員會は二十四日午後零時二十分開會、藤田秀雄委員長と同原田內相間に若干の質疑應答があつて討論に入り多數一部二氏の民政政友兩黨議員から同法案に關する修正案が提出されたので、これが審議を進め第四項の削除に伴ひ被保險者の負擔增加を防ぐ爲の修正案を可決し、最後に政府提出の原案を可決した、尙本案に對する附帶決議は次の如くである

一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

二十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

二十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

二十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

二十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

二十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

二十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

二十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

二十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

二十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

二十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

三十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

三十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

三十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

三十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

三十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

三十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

三十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

三十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

三十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

三十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

四十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

四十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

四十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

四十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

四十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

四十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

四十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

四十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

四十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

四十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

五十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

五十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

五十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

五十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

五十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

五十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

五十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

五十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

五十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

五十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

六十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

六十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

六十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

六十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

六十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

六十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

六十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

六十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

六十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

六十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

七十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

七十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

七十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

七十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

七十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

七十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

七十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

七十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

七十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

七十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

八十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

八十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

八十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

八十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

八十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

八十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

八十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

八十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

八十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

八十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

九十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

九十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

九十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

九十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

九十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

九十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

九十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

九十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

九十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

九十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百二十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百二十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百二十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百二十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百二十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百二十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百二十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百二十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百二十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百二十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百三十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百三十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百三十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百三十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百三十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百三十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百三十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百三十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百三十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百三十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百四十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百四十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百四十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百四十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百四十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百四十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百四十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百四十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百四十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百四十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百五十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百五十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百五十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百五十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百五十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百五十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百五十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百五十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百五十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百五十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百六十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百六十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百六十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百六十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百六十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百六十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百六十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百六十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百六十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百六十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百七十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百七十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百七十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百七十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百七十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百七十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百七十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百七十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百七十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百七十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百八十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百八十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百八十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百八十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百八十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百八十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百八十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百八十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百八十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百八十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百九十、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百九十一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百九十二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百九十三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百九十四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百九十五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百九十六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百九十七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

百九十八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

百九十九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

二百、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

二百一、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

二百二、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

二百三、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

二百四、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

二百五、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

二百六、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

二百七、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所得者に對しては適當なる減額を爲すこと

二百八、保險料の賦課に當つては、世帶主の所得のみならず、家族の所得をも考慮すること

二百九、保險料の賦課に當つては、被保險者の負擔能力を考慮し、特に低額所

# 國際砂糖會議の内容と其重大性

## 砂糖問題に限らず一般的通商會議への前提と見らる

【東京二十四日發本社特電】國際砂糖會議（日本不參加）は四月十二日ロンドンで開催される豫定であるが、同會議の目的は世界糖價の引上げ、隨時輸出割當て（年二百萬噸）を變更し得るが如き彈力性ある協定を遂成する事にあると見られ、從つて同會議の成果につき世界糖業界は多大の期待を抱いてゐる、併し暗かなる筋に據した情報によれば、今回の會議は單なる砂糖會議に止まるものでなく、更に進んで國際的な一般通商會議への前提と見做さるゝ模樣である

▲英國マクドナルド（首相）オースチン・チェンバレン（蔵相兼大藏大臣）モリソン（商務大臣）ラファー（植民省次官）リース・ロス
▲米國ノーマン・デーヴイス（大藏大臣）タウンセンド（砂糖協會會頭）
▲ヒリッピン　エリザルド（糖業船組の巨頭）
其の他糖業協會
一、五月ロンドンに閣僚對策が擧行されて列國の一流人物が集るが從來の例から見てかゝる機會をとらへて國際會議を提唱する事が多い

# 日蘭妥協に依る 爪哇糖輸入と臺灣の立場

## 當分は辛抱せずばなるまい……

### 總督府側の見解

昨報の如く日蘭會商はジャワ糖十万噸（百六十万担）輸入の妥協により成立を見ることとなつたが、本問題に關する總督府方面の意見を聞くに十万噸は日蘭双方が歩み寄つて決定したものと思はれる、即ち和蘭の提議は十万噸を超してゐたに相違なく一方日本側の主張は十万噸は愚か一噸は一噸も要らぬと頑張つてゐたからだ、近年に於けるジャワ糖の輸入高は年十五万噸乃至二十万噸であり之は殆んど全部精製糖に加工されて滿洲及び支那方面へ轉出されて來た、この事は日本としては單なる取次の役目をやつてゐるに過ぎない、そこで將來はジヤワ糖の輸入を廢して日本精製糖を以て滿洲及び支那方面へ直接輸出に振向ければ四百万担ばかりの臺灣糖の進出が可能となる、ところで現在台灣からの對滿支輸出高は僅々三十八万担（十一年中）に過ぎない貧弱さであるから、之が若しジヤワ糖に取つて代れば差引き少しも減少しないであらうが、急激にはそれは期待出來ぬ、而も日蘭會商で最低十万噸輸入を日本政府が保證した以上はその期限が切れるまで數年間は維持するものと見なければならず、臺灣糖としての金融的な活動はその後に於て期待し得るであらう、因に十一年中の臺灣糖對滿支輸出高を示せば

| 支那 | 數量（噸） | 價格 |
|---|---|---|
| 滿洲 | 二三、一四二 | 二、〇八、八八円 |
| 關東州 | 三七、三三〇 | 三、四、八八 |
| 香港 | 三、八五五 | 四八、八八 |
| 廣東 | 一〇、八五五 | 一〇一、八八 |
| 計 | 二五、二七二 | 二、三五二、八八 |

## 總督府側の見解

【東京二十四日發本社特電】世界的糖價騰貴と砂糖關稅引上問題に關し、總督府側では左の如く決定した模樣である、理由は大體次の通りである

一、世界糖界に於ける需給は漸次改善し糖價は昂騰してをり、且つ輸出國の在荷は減退して以前よりは事情が著しく好轉し國際砂糖會議の必要性はむしろ薄らいだとさへ云へる

一、各國は一流人物を代表者に指名してゐる、特に砂糖關係が少い、現在判明してゐる出席者は次の諸氏がある

▲英國マクドナルド（首相）オースチン・チェンバレン（蔵相兼大藏大臣）モリソン（商務大臣）ラファー（植民省次官）リース・ロス
▲米國ノーマン・デーヴイス（大藏大臣）タウンセンド（砂糖協會會頭）
▲ヒリッピン　エリザルド（糖業船組の巨頭）
其の他糖業協會
一、五月ロンドンに閣僚對策が擧行されて列國の一流人物が集るが從來の例から見てかゝる機會をとらへて國際會議を提唱する事が多い

# 如實に示した 株界の彼岸天井

## 内外環境逆轉のため 待機の賣方が總反撃

【東京二十四日發本社特電】世界的糖價騰貴と砂糖關稅引上問題に關し、總督府側では左の如く決定した模樣である、理由は大體次の通りである

一、世界糖界に於ける需給は漸次改善し糖價は昂騰してをり、且つ輸出國の在荷は減退して以前よりは事情が著しく好轉し國際砂糖會議の必要性はむしろ薄らいだとさへ云へる

一、各國は一流人物を代表者に指名してゐる、特に砂糖關係が少い、現在判明してゐる出席者は次の諸氏がある

▲英國マクドナルド（首相）オースチン・チェンバレン（蔵相兼大藏大臣）モリソン（商務大臣）ラファー（植民省次官）リース・ロス
▲米國ノーマン・デーヴイス（大藏大臣）タウンセンド（砂糖協會會頭）
▲ヒリッピン　エリザルド（糖業船組の巨頭）
其の他糖業協會
一、五月ロンドンに閣僚對策が擧行されて列國の一流人物が集るが從來の例から見てかゝる機會をとらへて國際會議を提唱する事が多い